

オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて

最終報告

(素案)

平成 28 年〇月〇日

オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議

目次

はじめに	1
1. <u>スポーツの意義とオリンピック・パラリンピック教育の意義</u>	
(1) スポーツの価値	2
(2) オリンピック・パラリンピックの理念と オリンピック・パラリンピック教育の意義	3
(3) オリンピック・パラリンピック教育の具体的内容	4
2. <u>オリンピック・パラリンピック教育の推進体制と全国的なオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進</u>	
(1) 東京都におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進	5
(2) 組織委員会におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進	5
(3) 全国的なオリンピック・パラリンピック教育の推進体制	5
・全国的な体制の整備	5
・政府による全国的な推進体制の構築に向けた取組	6
(4) 全国的なオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの展開について	7
・全国的なオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進方策	7
・各地におけるスポーツ・プログラムの実施	8
・全国各地域における事前キャンプ誘致等との連携	8
・大学との連携	8
・被災地と連携した取組	9
・文化プログラムとの連携	9
・スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催	9
・日中韓三ヶ国における オリンピック・パラリンピック競技大会、国際競技大会の開催と国際交流	9
3. <u>各機関におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進のための方策</u>	
(1) 初等中等教育	10
・学校現場での取組の推進	10
・教材や事例集等の開発の推進	10

・パラリンピック教育に関する教材開発の促進	11
・特別支援学校における一層の取組の推進	11
・東京大会の観戦	12
・教員養成・研修の取組	12
・学校現場における専門家の活用	12
・学習指導要領への位置づけ	12
・幼児教育における取組	13
(2) 高等教育	13
・大学生への教育	13
・大学等におけるオリンピック・パラリンピック研究、 スポーツ医科学や競技用具等に関する研究開発の推進	13
・大学を活用した地域におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進	14
(3) 社会教育	15
・公民館等の社会教育施設を通じた学習	15
・デジタルアーカイブの構築とその活用	15

おわりに

はじめに

本有識者会議は、オリンピック・パラリンピック教育の充実やその全国展開に必要な方策等を検討することを目的として、2015年2月に設置されたものであり、6回の会議を開催し、同年7月に「中間まとめ」を策定・公表した。

さらに、2016年4月より議論を再開、〇回の会議を開催し、同年〇月、「最終報告」のとりまとめに至ったところである。

オリンピック・パラリンピック教育を通じて、子どもから大人まで、国民一人一人がスポーツの価値ならびにオリンピック・パラリンピックの価値に触れることは、2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）に向けた全国的な機運の醸成のみならず、それ以降の東京大会の有形・無形のレガシー創出に向けてきわめて重要な取組となる。

本有識者会議では、これまでに、各学校段階において行うべき取組やオリンピック・パラリンピック教育ならびにオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの全国展開に向けて必要な体制について検討を行ってきたところであるが、引き続き、各政府関係機関や民間機関等においては、オリンピック・パラリンピック教育の全国的な展開に向けた取組を進めることを強く希望する。

1. スポーツの価値とオリンピック・パラリンピック教育の意義

(1) スポーツの価値

- スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに精神的充足や楽しさ・喜びをもたらし、人々が幸福で豊かな生活を営む基盤となるものである。スポーツは、その喜びを通して、人々を勇気づけ、お互いを結びつけることにより、希望を生み出し、社会を変革する契機となり、多様性、寛容、公正さの尊重を促す可能性をもつ。また、スポーツを通じて、人は、自身の限界に挑戦し、これを克服し、新たな機能や学びを獲得することが可能となる。さらに、スポーツは、世界共通の人類の文化であり、国際相互理解を促進するものである。

- 東京大会の意義・理念について、政府は、東京大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（2015年11月27日閣議決定）において、
 - ①日本を再興し、成熟社会における先進的な取組を世界に示すこと
 - ②パラリンピックの開催は、障害者の自立や社会参加を促す大きな力であり、参加国・地域数についてオリンピックとの差が縮まるよう過去最多を目指すこと
 - ③「復興五輪」として東日本大震災からの復興の後押しとなるよう被災地と連携した取組を進めるとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信すること
 - ④国民総参加による日本全体の祭典とし、地域活性化につなげること
 - ⑤強い経済の実現、日本文化の魅力発信、スポーツを通じた国際貢献、健康長寿・共生社会・生涯現役社会の構築など、成熟社会にふさわしい次世代に誇れる遺産を創出することと示しており、東京大会が社会を変える大きな契機となることが期待されている。

- また、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）においても、多くの国民や自治体が参加する大会となること、高齢化先進国に向けた課題解決や、世界で初めて同一都市で2回目のパラリンピック大会を開催する都市として、共生社会の実現・確立に向けた契機となる大会とすることなどを大きな論点とするアクション&レガシープランの策定に向けた議論が進められている。

- 我が国は東京大会の招致にあたり、2013年9月のIOC（国際オリンピック委員会）総会において、世界100ヶ国において、1000万人にスポーツの協力や交流を通じて、スポーツの価値を伝える活動をし、国内外におけるオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを推進することを約束し、「スポーツ・フォートウ

モロー・プログラム」を展開している。

これは、我が国が万人のためのスポーツの普及に取り組むとともに、世界各国において、スポーツを通じた平和と開発への貢献、共生社会の実現等に積極的な役割を担おうとする取組であり、まさにスポーツを通じて世界を変えるとのコンセプトのもと実施している。

- このように、スポーツには、自己変革を促す力があるとともに、社会や世界を変える大きな力があること、そして、まさに、東京大会が、スポーツの持つ価値を最大限に発揮し、変革を促す大きな推進力となることが期待されている。

(2) オリンピック・パラリンピックの理念とオリンピック・パラリンピック教育の意義

- オリンピック憲章によると、「1. オリンピズムは肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学である。オリンピズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである。その生き方は、努力する喜び、良い模範であることの教育的価値、社会的な責任、さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする。」とされており、さらに「2. オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てることにある」としている。また、オリンピック・ムーブメントの目的は、「オリンピズムとオリンピズムの価値に則って実践されるスポーツを通じ、若者を教育することにより、平和でより良い世界の構築に貢献する」とこととされている。
- パラリンピック憲章では、パラリンピックのビジョンとして「パラリンピックアスリートが、スポーツにおける卓越した能力を発揮し、世界に刺激を与え興奮させることができるようすること」を掲げている。さらに、パラリンピック・ムーブメントの発展により「スポーツを通じ、障害のある人にとってよりよい共生社会を実現する」ことを究極の目標としている。
- また、オリンピック・パラリンピック教育を進めるに当たっては、I O Cの示すオリンピックの3つの価値（卓越 Excellence、友情 Friendship、敬意／尊重 Respect）と、I P C（国際パラリンピック委員会）の示すパラリンピックの4つの価値（勇気 Courage、決意 Determination、平等 Equality、インスピレーション Inspiration）を踏まえる必要があり、こうした基本的な価値を学び、社会の変革のきっかけとしていくことが重要である。

- 我が国において、健康長寿社会、思いやりや正義感に富んだ社会、平和と友好に満ちたグローバルな共生社会等の構築が求められている中で、オリンピック・パラリンピック教育は、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの中核の一つであり、オリンピック・パラリンピックをはじめとしたスポーツの価値や効果の再認識を通じて自己や社会の在り方を向上させることにより、国際的な視野を持って世界の平和に向けて活躍できる人材を育成し、求められる社会の将来像を実現しようとするものである。

- このような観点から、オリンピック・パラリンピック教育は、オリンピック・パラリンピックを題材にして、
 - ① スポーツの意義や価値等に対する国民の理解・関心の向上
 - ② 障害者を含めた多くの国民の、幼少期から高齢期までの生涯を通じたスポーツへの主体的な参画（「する」、「見る」、「支える」、「調べる」、「作る」）の定着・拡大
 - ③ 児童生徒をはじめとした若者に対する、これからの社会に求められる資質・能力等の育成を推進することを目的としている。

(3) オリンピック・パラリンピック教育の具体的内容

- 「オリンピック・パラリンピック教育」とは、大別して、①「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」と、②「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」から構成されると考えられる。

- 「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」としては、オリンピック・パラリンピックに関する知識（歴史、競技種目、アスリートのパフォーマンスや努力のすごさ、オリンピック精神、パラリンピックの意義、用具の工夫・開発やクラス分け等のパラリンピックの特性等）のほか、選手の体験・エピソード、大会を支える仕組み、オリンピック・パラリンピックの負の部分と改善に向けた取組（商業主義が引き起こす歪みと IOC 改革の取組、ドーピングの問題点とアンチドーピングの取組等）について学ぶことが考えられる。

- 「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」としては、まず、オリンピック・パラリンピックを契機としてスポーツの価値（スポーツが個人や社会にもたらす効果）を学ぶことが考えられる。具体的には、スポーツまたはスポーツマンシップが、

チャレンジや努力を尊ぶ態度、ルールの尊重やフェアプレーの精神、スポーツ・インテグリティの保持、他者の尊重や自己実現、健康増進等にもたらす効果を学び、スポーツへの関心の向上や積極的な参画につなげることが求められる。

- さらに、平和でより良い世界を構築する次代の若者の育成という観点から、オリンピック・パラリンピックを契機に、例えば、参加国・地域の文化・言語（日本との違い）、ソフト・ハード両面のバリアフリーをはじめとするアクセシビリティの実現、ボランティアを含め相互に支え合い人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成、自然との共存等の環境問題や国際平和・貧困・人権等の様々な地球規模の課題解決をはじめとする持続可能な社会の構築、我が国・地域の伝統・アイデンティティ・課題等に関して学ぶことにより、我が国の社会全体や地域の課題、さらには国際社会の状況や現代的な課題に向き合うきっかけとすべきである。
- こうした学習を通じて、社会の課題の発見や解決に向けて他者と協働しつつ主体的に取り組む態度や、多様性の尊重（人間としての共通性、他者への共感、思いやり等）、公德心（マナー、フェアプレー精神、ボランティア精神、おもてなし精神等）の育成・向上を図ることが求められる。こうした力を身につけることは、これからのグローバル化が進み、変化の激しい時代を生き抜いていくために、今後ますます重要になる。

2. オリンピック・パラリンピック教育の推進体制と全国的なオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進

(1) 東京都におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進

— P —

(2) 組織委員会におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進

— P —

(3) 全国的なオリンピック・パラリンピック教育の推進体制

(全国的な体制の整備)

- オリンピック・パラリンピック教育は、初等中等教育・高等教育・社会教育等の様々な分野において、各地域の状況や特性に応じ、多様な関係者や関係団体が参画して、幅広くかつ多様に行われるものであるが、2020年に向けて全国的にオリ

ンピック・パラリンピック教育を推進するためには、全国的あるいは地域的な推進体制の整備を図ることが喫緊の課題である。

- 特に、各実施主体や実施している取組の連携協力を行うための仕組みを構築することにより、様々な資源の活用による教育効果の最大化を図ることが期待される。このため、国・都道府県・市町村、初等中等教育・高等教育・社会教育の関係団体・関係者、スポーツ関係団体・関係者、企業や NPO 等、幅広い関係者が参画したオリンピック・パラリンピック教育を推進するためのコンソーシアムを全国レベルで形成し、オリンピック・パラリンピック教育の推進体制を構築することが重要である。その際、教育研究の成果等を有する大学等が中核的な役割・機能を果たすことが期待される。また、地域レベルにおいてもオリンピック・パラリンピック教育を推進する体制を構築することが求められる。加えて、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの実施主体である、JOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）及び JPC（日本パラリンピック委員会）の積極的な連携協力も求められる。さらに、東京大会に向けては、ボランティアを含めて、多くの人々の参画を推進する取組が行われており、このような取組とも連携することが有効と考えられる。

（政府による全国的な推進体制の構築に向けた取組）

- スポーツ庁は、2015年度、オリンピック・パラリンピック教育の推進のための効果的な手法に関する調査研究事業として、拠点機関（筑波大学）を形成した上で、宮城県・京都府・福岡県の3府県において初等中等教育機関等と連携した実践的な取組を行った。
- また、東京都においては、オリンピック・パラリンピック学習読本や映像教材の作成と活用、オリンピック・パラリンピック教育重点校の指定や学校へのオリンピック・パラリンピアンへの派遣等の先駆的な取組を推進している。さらに、スポーツ関係団体においては、オリンピック・パラリンピックの競技体験活動などの取組を進めるとともに、民間企業等においても、CSRの一環等として、映像資料等の作成・提供や社内アスリートの派遣等に取り組もうとする動きも見受けられる。
- このような取組を発展させ、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国に展開するために、コンソーシアムの形成をはじめとした推進体制を全国的に整備することが必要である。

この点について、スポーツ庁は、2015年度の調査研究事業で実施した教材開発やモデル教育プログラム、全国の好事例の収集等の取組をベースとして、201

6年度、オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業を実施している。

この事業では、全国〇府県において、都道府県や市町村、大学、体育協会等と連携して、ネットワークを活用した市民フォーラムやオリンピック・パラリンピック競技の体験講座、教員向けワークショップを実施し、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの普及・推進に取り組む予定である。

- リオデジャネイロ・オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「リオ大会」という。）が終了し、東京大会に向けた本格的・全国的なムーブメントの展開が求められる2017年度以降は、東京都以外の全国46道府県においても実践的なオリンピック・パラリンピック教育が着実に実施されることが必要である。このような観点から、全国の拠点となる大学等を中心に、児童生徒への教育手法や教員への研修手法の全国への発信、都道府県教育委員会等のイニシアティブに基づく教育現場における教育実践の普及推進を進めていくことが有効と考えられる。

その際、組織委員会の行うオリンピック・パラリンピック教育の認証制度との連携を推進するなど、全国的な展開を協力して進めることが必要である。

- また、児童生徒がオリンピックやパラリンピアンに直接接する機会を設けることは、教育上有意義かつ効果的と考えられ、児童生徒を通じて家庭での教育効果を高めることとなる「リバースエデュケーション効果」が期待されることを踏まえれば、東京大会に向けて、汎用性のある仕組みを整備することが必要である。このため、日本オリンピックズ協会や日本パラリンピアンズ協会と連携してスポーツ団体等の派遣側と学校等の受入側のマッチング、アスリートの派遣の環境整備・支援（派遣者に対する研修等の機会、車いすなどの競技体験のための道具の準備や会場等の環境整備、児童生徒の発達段階等に応じた教育プログラムの開発等）について、具体的な仕組み作りに取り組むことが求められる。その際、スポーツ界を挙げて、自らの経験を児童生徒や社会に的確に発信していくことができる人材の育成に取り組むことも期待される。

（4）全国的なオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの展開について （全国的なオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進方策）

- 東京大会は、政府の基本方針において「全国的な祭典」とすることとされており、東京だけではなく、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国的に展開・推進するための取組が求められている。特に、我が国が東京大会のレガシー創出に向けて、様々なアクションをとっていくことが重要であり、そのために、政府が全国的

なオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを推進していくことはきわめて重要である。

(各地におけるスポーツ・プログラムの実施)

- このため、3. で述べる初等中等教育機関や高等教育機関、社会教育施設等におけるオリンピック・パラリンピック教育の取組の充実のみならず、総合型地域スポーツクラブやスポーツ指導者・スポーツ推進委員等と連携した地域スポーツ活動の充実、民間企業・メディア・各種団体における取組の充実が求められる。

なお、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントに関する取組も含めた、スポーツ機会の提供にあたっては、年齢や興味・関心、さらには初心者やトップレベル等の技術・技能レベルに関わらず、様々な人々が参画できるよう取り組むことが期待される。

特に、スポーツを行う時間を確保することが難しい働く世代が、スポーツの価値を改めて認識し、スポーツをする習慣を身につけることができるよう、企業等の職場研修において、社会教育施設等と連携してオリンピック・パラリンピック・ムーブメントに関するプログラムを取り入れることが期待される。

(全国各地域における事前キャンプ誘致等との連携)

- 東京大会の事前キャンプについては、組織委員会が2016年のリオ大会に合わせて事前キャンプ候補地を紹介するガイドを作成する予定である。また、内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局においては、東京大会の参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地に広げ、関係省庁が各種財政支援等を行う取組を推進しており、2016年6月までに91件、122の地方公共団体が「ホストタウン」として登録されている。このような国や組織委員会による支援の仕組みを受けて、全国各地域において事前キャンプの誘致等の取組が行われていることから、これらの動きと連携して、地域におけるオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの拡大に向けた取組を推進することが有効であると考えられる。

(大学との連携)

- なお、2016年〇月現在、組織委員会と〇〇〇の大学が連携協定を結んでおり、文化イベントや事前キャンプへの協力、大会機運の醸成等、幅広い分野において組織委員会と大学等が連携協力した取組の充実が期待される。

(被災地と連携した取組)

○ 東京大会においては、大会を通じた東日本大震災の被災地への支援や復興状況の世界への発信等、いわゆる「復興五輪」としての取組が求められていることに鑑みれば、児童生徒に対し震災の事実とともに復興五輪に向けた取組やその必要性を学ばせるなど、被災地と連携した復興と関連する取組の工夫も求められる。

(文化プログラムとの連携)

○ オリンピック憲章や2014年12月のIOC総会で決定された「オリンピックアジェンダ2020」を踏まえれば、オリンピック・パラリンピック教育の推進にあたっては、各地域・学校で行われる文化活動や文化イベントとの具体的な連携も必要である。なお、競技に参加できない者であっても文化活動を通じて大会に参加することは可能であり、また、文化プログラムは全国各地で行うことができるため、全国的な大会機運の醸成等の観点からも、文化プログラムと連携した取組の充実が期待される。

(スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催)

○ 文部科学省では、リオ大会後の2016年10月に、東京大会等に向けて、観光とも連動させつつ、スポーツ、文化、ビジネスによる国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信し、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを国際的に高めるためのキックオフイベントとして、「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」を開催する。このフォーラムにおいては、ラグビーワールドカップ2019実施に関するプログラムや、オリンピック・パラリンピックに係るレガシー創出に向けた議論を行うとともに、スポーツ大臣会合を開催して、スポーツ・フォー・トゥモロ一事業等での具体的な実践事例に触れつつ、スポーツ・フォー・オール、スポーツと開発と平和、スポーツ・インテグリティなど、長年のスポーツ界における重要なテーマについて議論を深めることとしているが、これらの議論を深め、国内外へ発信することにより、国内外におけるオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進に大きな役割を果たすことが期待される。

(日中韓三ヶ国におけるオリンピック・パラリンピック競技大会、国際競技大会の開催と国際交流)

○ 東京大会前後には、中国・韓国、また日本全国各地で大規模な国際競技大会が多く開催される。2018年に平昌(韓国)、2022年に北京(中国)でオリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、国内では2017年の冬季アジア札幌大会、2019年のラグビーワールドカップ、2021年の関西ワールドマスターズゲームズ2021などが開催される。また、2016年9月には日中韓スポーツ大臣会合が平

昌(韓国)で開催され、日中・日韓・日中韓間等のスポーツ交流も公益財団法人日本体育協会やJOC等を中心に行われているところであり、これらを通じてアジアひいては世界に向けてスポーツの価値の共有を図り、大会開催の機運を高めていくことが重要である。

3 各機関におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進のための方策

オリンピック・パラリンピック教育は、小・中・高等学校や特別支援学校等における初等中等教育、大学等における高等教育、社会教育施設や地域の諸団体等における社会教育において幅広く効果的かつ継続的に行われることが求められる。また、生涯学習の観点から、学習者の発達段階やライフステージに応じた主体的な学習のための環境整備も求められる。このため、下記のように、各教育段階・分野の特性・課題に応じた実施手法を検討することが必要である。

(1) 初等中等教育

(学校現場での取組の推進)

- 全国的にオリンピック・パラリンピック教育を推進するにあたっては、地域や学校、児童生徒の状況や特性等も踏まえながら、国、教育委員会、各学校等の関係者が連携協力して、幅広い教科・科目にわたる学校教育活動全体において、オリンピック・パラリンピックに関する教育を通じて、これからの子供に求められる資質・能力を育てていくという機運の醸成や環境の整備を行う必要がある。また、アスリートの生き様やスポーツに関係する様々なキャリアを学ぶことについて、キャリア教育の視点から各学校の教育活動に位置づけることも有効と考えられる。さらに、放課後や土曜日等に地域との連携・協働により行われる様々な学習活動を活用することも考えられる。

- オリンピック・パラリンピック教育に効果的・継続的に取り組むためには、学校運営計画への位置付けなど、学校全体として取り組むための体制の整備が求められる。その際、教育委員会がイニシアティブを発揮し、域内のオリンピック・パラリンピック教育のプランを策定するなどして、各学校の教育活動の支援の充実を図ることが期待される。その際、各地域によって課題や状況は異なることから、域内の共通の取組の検討にあたっては、**京都府のようにオリンピック・パラリンピック教育を地域に根ざした文化と融合させた取組や長野市における一校一国運動の事例を**

参考としたり、2. で述べた「ホストタウン」の取組も活用するなどして、地域と学校が連携・協働し、各地域の特性に照らして創意工夫を図ることが期待される。

(教材や事例集等の開発の推進)

- 各地域や各学校においてオリンピック・パラリンピック教育の充実に取り組むためには、教育・啓発手法の開発と普及が必要であり、国においては、映像教材をはじめ、モデルとなる教材や指導参考資料の開発を推進することが求められる。また、各地域で行われている先進的な教育実践を収集し、事例集をとりまとめることも必要である。各都道府県等においても、国が作成した教材や事例集等を活用しつつ、地域の状況に応じた多様な教材等を開発し教育活動の充実に図ることが期待される。その際、ICT や SNS を活用して教材や事例集等の共有や活用を図ることや、教育活動自体に様々な ICT 技術を活用することも有効と考えられる。

(パラリンピック教育に関する教材開発の促進)

- オリンピックとパラリンピックがそれぞれ生まれた歴史的な経緯が異なる点も含め、パラリンピック教育については、特別な配慮が必要である。また、その特性（無限の可能性や多様性等）を踏まえた丁寧な指導が望まれる。このため、パラリンピックに関する教育等を契機として、さまざまな障害を有する者に対するステレオタイプな考え方からの脱却を図り、障害を含めた違いを超えた人々の交流や共同学習を充実させることも重要であり、そのための教材や指導参考資料の作成等の環境整備に関係団体が連携して取り組むことも必要である。

(特別支援学校における一層の取組の推進)

- 競技観戦や競技体験、アスリートに接する機会等、児童生徒が実際の競技等を実感できる機会の充実に求められる。その際、特別支援学校においては、運動部活動・クラブ活動が行われている学校が、高等部では約58%、中学部では約37%に留まっているという調査結果もあることから、特別支援学校の児童生徒のスポーツへの参画の機会の拡充という観点から、特別支援学校の体育・運動部活動への支援や特別支援学校を拠点とした地域スポーツクラブの設立等に関する取組の充実に求められる。
- さらに、2020年からの新たな特別支援教育（学習指導要領改訂）を契機に、全国の特別支援学校で、スポーツ・文化・教育の全国的な祭典（「Special プロジェクト 2020」）を実施し、特別支援学校を地域の誰にでも開かれた次世代の「共生学校」に変革することが必要である。

(東京大会の観戦)

- 2020年の東京大会は、我が国の子どもたちがオリンピック・パラリンピアンに直接接するまたとない好機である。特に、障害者スポーツについては、これまで児童生徒が観戦する機会が多くなかったことから、世界最高峰のパラリンピックの競技を観戦することにより、障害者スポーツへの理解・関心が深まることが期待される所であり、児童生徒がパラリンピック競技を観戦する動機付けを高めるための取組を推進することが必要である。

(教員養成・研修の取組)

- 学校教育は、その直接の担い手である教員によるところが大きいことから、教員養成や教員研修において、オリンピックやパラリンピックへの理解を深める機会の充実を図ることが求められる。その際、パラリンピックのみならず、デフリンピックやスペシャルオリンピックス等の国際競技大会や、地域における活動も含めた障害者スポーツ全般の理解の促進を促し、互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に有用であるとともに、特別支援教育の推進にもつながるものと考えられる。なお、多くの教員がオリンピック・パラリンピック教育に携わることが期待されるが、児童生徒への指導力の向上等のための教員の自主的な研鑽の機会として、公益財団法人日本体育協会や公益財団法人日本障害者スポーツ協会が公認するスポーツ指導員等の資格を教員が取得することも有効と考えられる。さらに、教員志望者が大学等に在学中に行う教育実習においても、例えば、実習先の学校におけるオリンピック・パラリンピック教育に参画するなど、オリンピックやパラリンピックへの理解を深める機会の充実を図ることが期待される。

(学校現場における専門家の活用)

- また、様々なスポーツ大会の競技経験や、スポーツボランティアまたは海外ボランティアの経験のある教員を活用することや、多様な経験を有する地域人材を学校教育の場において活用することも有効であると考えられる。

(学習指導要領への位置づけ)

- 東京大会後を見据え、2020年をゴールではなく出発点と捉えて、努力の尊さやフェアプレーの精神、思いやりやボランティア精神、多様性を尊重する態度などを、大会のレガシーとして子供たちの中にしっかりと根付かせていくことも重要である。2014年11月の文部科学大臣諮問（「初等中等教育における教育課程の

基準等の在り方」)を受けて、現在、中央教育審議会において学習指導要領の改善について審議が行われている。オリンピック・パラリンピック後においてもそのレガシーを受け継ぎ、**努力の尊さやフェアプレーの精神、思いやりやボランティア精神、多様性を尊重する態度などの資質・能力が子供たちに育まれることが期待される。**その際、オリンピックと同様に、パラリンピックを学習指導要領に位置づけることについても検討することが求められる。

(幼児教育における取組)

- 上記のような取組は、基本的には義務教育である初等中等教育で行うことを想定しているが、幼児期の体験が人間形成に大きな影響力を持つことを踏まえれば、幼児教育においても、幼児の発達段階に配慮しつつ、可能な範囲での取組が行われることが求められる。**なお、幼児期におけるオリンピック・パラリンピックをきっかけとした障害者スポーツの観戦や選手との交流体験は、幼児の視野を広げる上で有意義であり、その後の障害者や障害者スポーツに対する正しい理解と認識を深める上でも重要な意味を持っていることから、幼児期の教育から積極的に障害者スポーツに触れる教育の実施が重要な意味を持っている。**

(2) 高等教育

(大学生への教育)

- 学生に対する教育においては、各大学の状況や学問分野の特性等も踏まえながら、オリンピック・パラリンピックに関する教育が幅広く行われることが期待される。特に、体育教員をはじめとする教員養成に関わる学部や課程等においては、オリンピック・パラリンピックへの理解のみならず児童生徒への指導方法等も含めた教育の充実を図ることが求められる。また、教員養成学部等以外にも、保健体育をはじめとする一般教養科目でのオリンピック・パラリンピックへの理解を深める学習機会の充実や、学部専門教育におけるオリンピック・パラリンピックを題材とした学習の工夫（例えば、国際系学部における国際専門教育においてオリンピック・パラリンピックのエピソードを題材に活用するなど）が期待される。

(大学等におけるオリンピック・パラリンピック研究、スポーツ医科学や競技用具等に関する研究開発の推進)

- オリンピック・パラリンピックの歴史や意義等に関する研究は、オリンピック・パラリンピック教育の充実に直接つながるものであり、大学等における研究の充実が求められる。さらに、トレーニングやコンディション、競技用具等に関する研究

開発は、オリンピック・パラリンピックにおけるアスリートの活躍につながるものであり、アスリートの活躍やエピソード等は児童生徒にとって生きた題材となるものであることから、オリンピック・パラリンピック教育の充実の観点からも競技力向上に関する研究開発の推進が期待される。

- 特に、パラリンピックに関する取組は、パラリンピアンを外部講師として招いた上で集中的な講義を行うなどの取組も見られるが、そのような取組は緒に着いたばかりである。また、競技用具等の開発、科学的なデータの集積・分析等のパラリンピックに関する研究開発の推進はパラリンピックにおけるアスリートの活躍に大きく資するものであることから、大学等における取組の一層の推進が期待される。さらに、このような取組に加えて歴史や意義に関する研究を推進することは、アスリートの競技力向上のみならず、特別支援学校の児童生徒をはじめとした障害を有する者に対するスポーツへの参画の機会の拡充や努力・向上しようとする目標の提供という観点からも重要である。

(大学を活用した地域におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進)

- 大学等の使命・役割として教育研究に加えて社会貢献が求められている中で、大学等の高等教育機関においては、当該機関の教育研究の充実に加えて、当該機関の学生以外の多様な人々に対する幅広い学習機会の提供や、初等中等教育機関や地域社会において行われるオリンピック・パラリンピック教育に対する支援の取組の充実が求められる。
- 多様な人々に対する幅広い学習機会の提供としては、市民向け公開講座の実施、インターネット等を活用したオープンコースウェアの提供やオンライン講座の実施等により、オリンピック・パラリンピックに関する理解を深める機会の充実を図ることが必要であり、そのための学習・啓発資料の充実や情報提供・発信の工夫改善が求められる。その際、それぞれの大学等におけるオリンピック・パラリンピックに関する取組と関連付けて情報の提供・発信を行うことも有効と考えられる。
- また、ボランティアをはじめとしたオリンピック・パラリンピックに直接携わる人材の育成も重要であり、このような観点からの講座やセミナーの開設等の学習機会の充実に取り組むことも求められる。その際、夏季等における短期集中型や夜間の実施等、社会人等が参加しやすい形態の工夫を図るとともに、参加者が学習の成果を社会的に証明・活用できるよう学校教育法第105条に基づく履修証明制度を活用することも有効と考えられる。併せて、国際系学部における通訳ボランティア

の育成・提供等、学生をはじめとした学内の人的資源の活用も期待される。さらに、社会教育施設等と連携しつつ、シニア世代の学習機会の充実を図ることも有効と考えられる。

(3) 社会教育

(公民館等の社会教育施設を通じた学習)

- 東京大会に向けた全国的な機運の醸成等を進めるためには、地域住民のオリンピック・パラリンピックに関する理解を深め、地域社会全体における関心や取組の充実を図ることが重要であり、そのためには、学校教育のみならず、公民館や青少年教育施設を始めとする社会教育施設等で行われる社会教育を充実するとともに、**放課後や土曜日等に地域との連携・協働により行われる様々な活動に幅広い地域住民の参加を促進することが必要である。**
- このため、社会教育施設等で行われる学習や講座等を充実させ、好事例となる取組の情報提供・発信を自治体間で行うことが求められる。特に、シニア世代を対象としたボランティア等、海外から訪れる多様な人々に対するおもてなしを行う人材の育成に向けた学習機会の充実を図ることが期待される。その際、独立行政法人国立青少年教育振興機構が取り組んでいるボランティア養成事業を活用することも考えられる。

(デジタルアーカイブの構築とその活用)

- オリンピック・パラリンピック教育の充実にあたっては、前述したとおり教材や啓発資料等における ICT 等の活用が求められるが、さらに、東京大会に関するデジタルアーカイブを構築することは、大会の様態を後世に伝えることにとどまらず、大会後もオリンピック・パラリンピック教育に継続して取り組むために有効と考えられることから、その研究開発を進めることが必要である。このため、東京大会のデジタルアーカイブの構築、さらには映像資料を活用したスポーツに関する教育研究の促進に向けて、過去のオリンピック・パラリンピックをはじめとする国際競技大会等の資料のアーカイブ化・ネットワーク化について、社会教育施設が保有するデジタル資料の活用も含め、必要な調査研究を行うことが求められる。
- 博物館や図書館をはじめとする社会教育施設等においては、オリンピック・パラリンピックを含めたスポーツに関する多様な資料を有していることから、社会教育施設間さらには他の様々な機関とのネットワークを構築し、資料の共有・活用を図

ることが求められる。なお、社会教育施設等の中には、多様なデジタル資料を保有している施設もあることから、デジタルアーカイブの構築にあたっては、社会教育施設等が保有するデジタル資料の活用も期待される。

おわりに